

音声研究者のための著作権法

竹内 亮^{1,a)}

概要：2019年1月施行の著作権法30条の4等改正により，研究における著作物の利用が拡大された．本講演では，改正著作権法でどこまでが許されているのかについて解説する．

RYO TAKEUCHI^{1,a)}

¹ 鳥飼総合法律事務所, 1-3-1, Kandaogawa-machi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.

^{a)} takeuchi@torikai.gr.jp